

令和8年度 価格転嫁円滑化支援専門家派遣事業等に関するものづくり企業発掘業務仕様書

1. 案件名称

令和8年度 価格転嫁円滑化支援専門家派遣事業等に関するものづくり企業発掘業務

2. 目的

企業調査により、価格転嫁やAI・IoT等を活用したものづくり環境の高度化、温室効果ガス削減等に意欲的に取り組もうとする県内ものづくり中小企業を発掘し、当センターが実施する「価格転嫁円滑化支援専門家派遣事業」等の利用申込みを勧奨することを目的とする。

3. 委託業務の内容等

(1) 委託業務の内容

受託者は次に掲げる業務を遂行する。

①調査対象候補企業抽出

- ・調査対象候補企業を抽出してリストを作成する。

②企業調査

- ・企業調査開始の前に予め調査項目を整理したヒアリングシートの様式を作成する。
- ・調査対象候補企業リスト等を元に、以下の項目を調査する。
 - (i) 経営や事業における課題（価格転嫁、DX化、カーボンニュートラル等）
 - (ii) 価格転嫁への取り組み
 - (ア) 価格転嫁による課題解決の可能性
 - (イ) 取引先に対する価格交渉についての取組状況及び結果
 - (ウ) 価格転嫁への取り組みを実施しない理由
 - (iii) 生産性の向上・DX化への取り組み
 - (ア) 生産性向上や業務効率向上、AI・IoT等活用による課題解決の可能性
 - (イ) AI・IoT技術の現在の導入状況および効果
 - (ウ) 生産現場のDX化に取り組まない理由
 - (iv) GXについての取り組み
 - (ア) GX、脱炭素経営への取り組みの有無
 - (イ) GX、脱炭素経営の取り組み状況と効果
 - (ウ) GX、脱炭素経営に取り組まない理由
 - (v) 専門家派遣や職員の事業説明希望の有無及び支援を求めたい内容
- ・調査方法は原則ヒアリングするものとし、やむを得ない場合は書面による調査も可とする。
- ・調査の結果、企業が当センター職員による事業説明や専門家派遣を希望するときは、適宜速やかに当センターへその旨を報告し、専門家派遣事業申請に繋がる連携を図る。
- ・企業調査を実施した都度、ヒアリングシート様式に従って企業調査結果報告書を作成する。
- ・企業に対する調査および「価格転嫁円滑化支援専門家派遣事業」等に関する細部説明において当センター職員の支援を受けることが出来るものとする。

③業務実績報告

- ・受託者は、委託業務が終了した日から7営業日以内に、業務実績報告書を提出して当センターの検査を受けなければならない。
- ・受託者は、業務実績報告書の提出にあたって当該業務の実施内容と完了条件の達成度合い及び経費精算払い証拠書類を整理・分類したうえで提出する。また、上記(i)～(V)の企業調査結果を項目ごとに集計して、簡潔に纏める。報告書の様式や構成については事前に当センターと協議して承認を得る。

(2) 調査対象企業

調査の対象とする企業は、次の各号のいずれにも該当する者であって、県内に主たる事業所（製造拠点等）を有する者（1か月以内に県内に主たる事業所を設置しようとする場合を含む）とする。

- ① 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者及び個人
- ② 総務省日本標準産業分類に定める、家具・装備品製造業(13)、化学工業(16)、プラスチック製品製造業(18)、ゴム製品製造業(19)、窯業・土石製品製造業(21)、鉄鋼業(22)、非鉄金属製造業(23)、金属製品製造業(24)、はん用機械器具製造業(25)、生産用機械器具製造業(26)、業務用機械器具製造業(27)、電子部品・デバイス・電子回路製造業(28)、電気機械器具製造業(29)、情報通信機械器具製造業(30)、輸送用機械器具製造業(31)、その他の製造業(32)、情報サービス業(39)、インターネット附随サービス業(40)、技術サービス業(74)に該当する事業所（カッコ内の数字は中分類を示す）。

(3) 業務実施体制

- ・受託者は、委託契約締結後速やかに本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置して氏名等を報告する。
- ・業務実施責任者は、受託業務の実施状況の報告を月1回の定例会議のほか、当センターの求めがあるときはその都度行う。

(4) 成果物及び完了条件

本委託業務における成果物及び完了条件は下表のとおりとする。

No	成果物	完了条件
1	調査対象候補企業リスト	3－(2) 調査対象企業に該当する企業リスト ※リスト記載項目は当センターと事前に協議して決定する
2	ヒアリングシート様式	当センターと協議して承認を得る
3	企業調査結果報告書（回答済ヒアリングシートを使用）および調査相手のリスト	4の完了条件を達成するために調査した企業リストおよび回答済ヒアリングシート
4	専門家派遣や職員の事業説明を希望すると回答した企業のリスト及び専門家派遣要請書（当センター既定様式）	160社を達成条件とする（内訳は下記のとおり） ・価格転嫁円滑化支援事業 80社 ・ものづくり環境高度化促進事業 40社 ・カーボンニュートラル支援事業 40社

		※各事業の重複は少ない方の20%を上限とする ※専門家派遣要請書は専門家派遣を希望した企業分のみ
5	業務進捗状況報告資料	定例会議開催（月1回）
6	業務実績報告書	当センターの検査に合格する

（5）スケジュール及び期限

受託者は、次に示すスケジュールのとおり業務を遂行する。ただし、業務の進捗状況等を勘案して当センターと協議の上で適宜調整する。

- ・ 調査候補企業抽出 契約締結日～令和8年5月29日（金）
- ・ ヒアリングシート作成 令和8年5月29日（金）
- ・ 企業調査 令和8年6月1日（月）～令和8年11月30日（月）
- ・ 業務実績報告書の提出 令和8年12月25日（金）

（6）業務委託料の精算

- ・ 受託者は、業務実績報告書の提出に合わせて、業務委託料の精算を行わなければならない。
- ・ 経費の計上は、契約締結日以降に発生（発注）し、委託期間内に終了（支払）したものが対象となる。
- ・ 受託者は、精算を行うにあたって、支出内容を明らかにした書面を作成して、支出したことを証する書類（通帳、領収証、振込確認書等の写し等）、内規がある場合は内規を整理・分類したうえで、添えて提出しなければならない。
- ・ 精算を行った結果、精算金額が契約金額を超える場合であっても、支払金額は契約金額を超えないものとする。

（7）業務委託料の支払い

当センターの検査に合格後、受託者からの請求書を受領した日の翌月末までに、受託者の指定口座に振り込む。

（8）契約に関する条件

① 物品等の購入

受託者は、本業務において必要となる物品等を委託金によって購入するときは、事前に当センターと協議して承認を得るとともに、購入価格に含まれる利益を排除しなければならない。

② 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を再委託若しくは請け負わせる場合において、事前に書面にて報告し、当センターの承諾を得たときは、この限りではない。ただし、この承諾により受託者は、本業務の義務とされている事項につき、その責任を免れるものではない。

③ 成果物の利用及び著作権

- ・ 受託者は、委託業務の成果物（調査対象候補企業リストを除く）に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡

権)、第26条の3(貸与権)、及び第28条(二次的著作物の利用に関する現著作者の権利)に規定する権利を、成果物(調査対象候補企業リストを除く)の納入、検査合格後、直ちに当センターに無償で譲渡するものとする。

- ・受託者は、本著作物に関する著作権者人格権を行使しないものとする。
- ・受託者は、成果物(調査対象候補企業リストを除く)が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

④機密の保持

受託者は、本業務(再委託した場合を含む)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

⑤個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する条例を順守しなければならない。